表3 情報不開示取消訴訟の地裁判決と高裁判決(骨子)

山形地裁判法

原告の請求を棄却する。学校法人の財務会計書類の専門的な財務分析を試みれば、経営方針や経営上のノウハウが一定程度は解明され得る。競合する他の学校法人が対抗策を打ち出したり、模倣したりするなどして本件学校法人の競争上の地位を害するなど、正当な利益が害される相当程度の蓋然性が認められる。本件の不開示部分に記録された情報は、不開示情報に該当する。これらの財務会計書類は所轄庁(県)が行う監督のために供されるもので、当然に公開されることを前提として作成されるものではない。補助金の交付を受けていることをもって開示すべきだとは言えない。

仙台高裁

原判決を取り消す。非開示処分を取り消せとの控訴人(筆者)の請求を認容する。

学校法人の財務書類について、小規模法人の負担を考慮しつつも、公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしていくとの観点で、財務情報の公表を推し進める国の政策は一環している。情報を開示したからといって、当然に当該学校法人の競争上の地位が害されると一般的に認めるには困難がある。個別具体的な事情に即した主張立証もない。本件不開示部分に記録された情報が県情報公開条例に定められた不開示情報に該当すると認めることはできない。